様式第3号 (第7条関係)

年　　月　　日

御杖村障害者(児)日中一時支援事業利用変更申請書

御杖村長　様

御杖村障害者(児)日中一時支援事業利用について、下記のとおり変更申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | フリガナ |  | 年　齢 | 歳 |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 居 住 地 |  電話番号 |
| フリガナ |  | 年　齢 | 歳 |
| 支給申請に係る児　童　氏　名 |  |
| 続　　柄 |  |
| 身体障害者手帳番号 |  | 療育手帳番号 |  | 精神保健福祉手帳番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 氏名等 |  |  |
| 居住地 |  |  |
| その他 |  |  |

御杖村障害者（児）日中一時支援事業委託契約書

　御杖村障害者（児）日中一時支援事業（以下「事業」という。）の委託について、御杖村（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

　（総則）

1. 甲は、「御杖村障害者（児）日中一時支援事業実施要綱」に基づき、事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

　（契約期間）

1. 委託期間は、平成　　年　月　日から平成　　年　　月　　日までとする。

　ただし、委託期間満了の一ヶ月前までに、甲乙いずれかからも意思表示がないときは、この委託契約は更に一年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

　（委託料等）

第３条　委託料は、御杖村障害者（児）日中一時支援事業実施要綱第１１条に基づく甲の負担する額とする。

２　乙は、請求書を１か月単位とし、翌月１０日までに甲に請求するものとする。同じ利用者が翌月も引き続きサービスを受けたときも同様とする。

３　甲は、乙から請求のあったときはその内容を確認の上、当該サービス提供月の翌々月末までに当該サービスにかかる委託料を支払うものとする。

　（再委託の禁止）

第４条　乙はこの業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

　（報告等）

第５条　甲は、乙に対し、事業の実施状況について必要な報告を求め、又は、必要な指導を行うことができるものとする。

２　乙は、事業の実施状況を明らかにできる関係書類を整備しておかなければならない。

　（関係機関との連携）

第６条　乙は、この事業の実施にあたり必要に応じ、甲、民生児童委員、その他の関係機関との連携をとるよう努めなければならない。

　（損害の負担）

第７条　この事業の実施に関し、発生した損害については、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

　（契約の解除）

第８条　この契約は、甲又は乙からの解除の申し出があった場合において、双方が合意したときに解除できるものとする。

　（疑義等の決定）

第９条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

前記の契約を証するため、契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　奈良県宇陀郡御杖村大字管野３６８番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御杖村長　　　鈴　木　　仁　彦

　　　　　　　　　　　　　　　乙